

## 第5章 大気汚染対策

### 第1節 想定する事件等の緊急事態

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この章において「法」という。）が定める大気汚染緊急時のうち、市域に光化学スモッグ警報及び重大緊急時警報が発令された場合（主たる所管局はみどり環境局）

### 第2節 光化学スモッグ対策

#### 1 光化学スモッグ警報等の発令基準

県知事が、法及び「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき発令する。

発令区分	発令基準
A型予報	光化学オキシダントの注意報の発令基準の程度に汚染すると予測したとき
注意報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
重大緊急時警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.40ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合

#### 2 事前対策

##### (1) 監視体制

###### ア 常時監視

みどり環境局は法第22条に基づき、大気汚染測定局を設置して、市内の全区で大気汚染状況の常時監視を行っている。光化学オキシダントは、19箇所測定し、常時監視データを県にオンラインで送信する。

また、大気汚染物質排出量が大規模な市内の工場・事業場からの排出量等を監視するため、大気発生源常時監視システムを設置している。

###### イ 広域汚染の監視

県は、常時監視データ等に基づいて、光化学スモッグ情報を発信する。

##### (2) 連絡網の整備

みどり環境局は、県から伝達された光化学スモッグ情報を関係機関へ伝達するための連絡網を整備する。

##### (3) 広報・啓発

###### ア 市民への広報・啓発

みどり環境局は、市ウェブサイトなどで光化学スモッグに関する広報・啓発を行う。防災情報Eメール及び県の光化学スモッグ情報サービス等について、市民に周知を図る。

また、市・区庁舎及びその他関係施設の管理者は、光化学スモッグ情報が伝達された場合、館内放送等で市民に広報を行う。

神奈川県の光化学スモッグ情報サービス	
テレホンサービス	050-5306-2687
ウェブサイト	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html</a>
メールサービス	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html">https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html</a>

###### イ 学校関係者

県は、毎年、啓発用パンフレットを作成し、学校関係者への配布を行う。学校関係者は、学校内で責任者を置くなど連絡体制の整備を行い、防災情報Eメールや県の光化学スモッグ情報サービス等を利用して、事前対策を図る。

### 3 応急対策

市域に光化学スモッグ警報・重大緊急時警報が発令された場合の応急対策は、「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づいて実施する。

(1) 警報等の連絡

みどり環境局から各関係機関へ発令内容を連絡する。

(2) 被害発生防止

市・区庁舎及び関係施設の管理者は、館内放送等を通じて、市民に注意を呼びかける。

(3) 被害発生時の連絡

光化学スモッグによる被害及びこれに類似する被害の発生を知り得た各機関は、速やかにみどり環境局へ連絡する。ただし、市立学校において発生した被害については教育委員会事務局を経由し、みどり環境局へ連絡する。入院するなどの重症被害者が生じた場合は、みどり環境局と当該区福祉保健センターで協議して現地調査し、被害状況はみどり環境局がとりまとめて県に報告する。

(4) 大気汚染物質の削減措置の要請

警報が発令された場合、県知事は、大気汚染物質排出量が大規模な工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを要請する。

重大緊急時警報が発令された場合、県知事は、当該事態が工場等から排出されるばい煙に起因する場合は、大規模工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを命じ、自動車排出ガスに起因する場合は県公安委員会に対して、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請する。

県知事が大規模工場・事業所等に大気汚染物質の削減措置の要請を行った場合、みどり環境局は、大気発生源常時監視システムを用いて、削減措置状況の確認を行う。

### 4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策連絡会	
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者	
事 務 局	みどり環境局	
関係区局	みどり環境局、総務局危機管理室、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局	
確立基準	市域に警報が発令された場合	
廃止基準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 市域に発令されていた警報が解除された場合	

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策警戒本部	〇〇区光化学スモッグ対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	みどり環境局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	市域の10箇所以上の測定局で光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となった場合	
廃止基準	1 第2部第2章第2節4に定める場合 2 1時間値0.24ppm以上の測定局が10箇所未満となった場合	第2部第2章第2節4に定めるとおり

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策本部	〇〇区光化学スモッグ対策本部
-----	----------------	----------------

本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	みどり環境局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	市域に光化学スモッグ重大緊急時警報が発令された場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 市域に発令されていた光化学スモッグ重大緊急時警報が解除された場合	第2部第2章第3節4に定めるとおり

## 5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市庁舎内への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 2 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（みどり環境局の事務を除く。） 4 光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。
市民局	所管施設等との連絡調整に関すること。
こども 青少年局	1 所管施設等における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 所管施設等への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 園児等の健康被害の連絡、調査等に関すること。
健康福祉局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関への協力依頼に関すること。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
みどり環境局	1 光化学スモッグの監視、測定値の公表に関すること。 2 関係機関への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 大規模工場・事業場の大気汚染物質等の削減状況確認に関すること。 4 健康被害発生状況の確認に関すること。 5 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。 6 関連情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 7 関連情報の広報・啓発に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。
教育委員会 事務局	1 市立学校における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 市立学校への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 市立学校における児童生徒の健康被害の連絡、調査等に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 区民からの相談等に関すること。 3 区民への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民の健康被害の連絡、調査等に関すること。 6 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。

### 第3節 その他の大気汚染緊急時対策

市における対策が必要と認める場合は、その態様に応じて、法令及び各区局計画等に基づく対策をとる。

## 【参考・用語解説】

### ○ 光化学スモッグ

工場や事業場あるいは自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素は、太陽の紫外線を受けて変質し、光化学オキシダントと呼ばれる酸化性物質が生成される。光化学オキシダントは、夏季、日射が強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、大気中で拡散されずに滞留し、上空が霞んで白いモヤがかかったような状態となり、これを光化学スモッグという。横浜市では、昭和50年には6,000名を超える光化学スモッグによる健康被害の届出があったが、その後、発生源対策の推進に加え、情報伝達体制が確立され、光化学スモッグ注意報発令時の対応が徹底されたことなどから近年では被害が発生しない年が多い。

### ○ 光化学スモッグによる健康被害の症状

目や呼吸器などの粘膜を刺激して、次のような症状を訴える健康被害が生ずることがある。

目の症状（目がチカチカする、目が痛い、涙が出る等）、呼吸器の症状（喉が痛い、せきが出る、息苦しい等）、その他の症状（吐き気、頭痛等）。これらの大部分は比較的軽症の一過性のものであり、被害の発生場所は屋外がほとんどである。